

2022年11月議会（11/22～12/9）

建設水道委員会報告

令和4年12月6日（火）

長崎市議会議員 梅原 和喜

建設水道委員会に付託された議案は質疑の結果、すべて原案可決となりました。以下、概要を記載します。

委員会は12月2日（金）から6日（火）まで開催されました。

■令和4年度長崎市一般会計補正予算（第10号）

●道路橋梁費新設改良費の繰越明許費等（1280万円）

- ・相川町四杖町1号線
- ・清水町白鳥町1号線
- ・新市庁舎周辺道路
- ・川上町出雲線
- ・宿町界3号線
- ・伊王島町41号線

●長崎都心まちづくり構想策定費・・・・・・・・ 488万2千円

- ・長崎都心まちづくり構想検討委員会について、開催準備及び開催の日程調整等に時間を要し、検討委員会の開催が遅延したことにより、事業が年度内に完了しない見込みであるため。

●補助：既設公営住宅改善事業費・・・・・・・・（130,867千円）

●単独：既設公営住宅改善事業費・・・・・・・・（11,189千円）

●公営住宅建設事業費 日見団・宿町団地・・・・・・・・960万円

概要；居住水準の向上を図り、住宅に困窮する市民の生活の安定と社会福祉の推進、併せて地域の街づくりに寄与するため、老朽化した日見大曲アパート及び日見大曲、宿町住宅について、国の社会資本整備総合交付金を活用し、集約、建替を行うもの。建設戸数→約290戸

●公共下水道事業の繰越明許費（上下水道局）

①繰越明許費の対象事業及び工事

○公共下水道雨水建設事業 726,300千円

- ・中部第三排水区（大黒町ほか）雨水渠布設工事
- ・中部第三排水区（尾上町）雨水渠布敷設工事

当該地区の浸水を防ぐ為、長崎駅周辺土地区画整理事業の進捗と調整を図りながら、雨水施設の整備を実施していくもの。

駅周辺の関連工事との工程調整により雨水渠布設工事の着手時期がずれ込み、年度内に完了しない見込みであるため、繰越明許費を計上しようとするもの。完成が令和4年度3月終了から令和5年8月に延期。

●里道等整備事業費（戸町3丁目）

令和4年5月12日に発生した戸町3丁目の宅地及び里道の石垣崩壊に係る里道及び水路の復旧工事費用を増額するもの。・・・・・・5000万円

（単位：千円）

予算前	事業費	詳細
役務費	400	土地鑑定手数料
委託料	600	分筆登記
工事請負費	30,000	ブロック積擁壁 110 m ² 水路復旧 21.5 m ²
公有財産購入費	4,000	用地買収 2 棟分
補償費	15,000	2 棟分（解体費含む）
計	50,000	

●下水道事業会計繰出金（繰越明許費）・・・・・・9,902万円

●第154号議案 長崎市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

・附置義務条例：駐車場整備地区等の一定の地区内において、一定規模以上の建築物を新築等する場合に、その建築物の延床面積に応じて、その建築又は敷地内に駐車施設を設けることを義務付ける条例の事。

●第144号議案 令和4年度長崎市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）

・市民会館地下駐車場換気扇設備更新工事・・・・・・890万円

新型コロナウイルス感染症の影響などにより、納期延長で機器の入手が困難であることから、工事が年度内に完了しない見込みであるため。

●第163号議案 市道路線の認定について

①岩谷町25号線 道路延長80m 道路幅員4.0～5.5m

②赤迫9号線 道路延長31.0m 道路幅員4.5m

●請願第5号 「長崎市平和公園スポーツ施設の再配置に関し慎重丁寧な調査検討を進める請願について。

審議の結果本請願は「採択」と決定。

●第153号議案 「長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）事業東長崎平間・東地区土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例

改正理由：東地区土地区画整理事業は平成14年度の事業開始から約20年を経て概成を迎えつつあり、令和5年度からは清算金の徴収、交付を予定している。今回、清算金の分割利率や支払期間等、権利者の支払い能力に応じた対応ができるよう見直しを行うとともに、その他所要の整備を行うもの。

●陳情第9号「条例等の制定施行への不信感」、「長崎市の安全管理への不信感」、「陳情への回答能力等、基本能力への不信」、に関する陳情

・環境部、文化観光部、まちづくり部、市民生活部などから本陳情に対する見解が示された。質疑の内容を取りまとめて後日、陳情人へ送付する事になりました。

●第 169 号議案 令和 4 年度長崎市水道事業会計補正予算

●第 170 号議案 令和 4 年度長崎市下水道事業会計補正予算

両議案とも、令和 4 年人事院勧告に基づき国家公務員の給与が改定された事に伴い、長崎市においても給与改定を行う事とし、一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正を予定している。これを踏まえ、企業職員等についても同様の給与改定を行うため、所要額の補正をおこなうもの。

：：：：：：：所管事項調査；；；；；；；；

●長崎駅周辺工事のスケジュール（まちづくり部）

●「長崎市平和公園スポーツ施設の再配置に関し慎重丁寧な調査検討を求める請願」についての関連資料